

労働者派遣事業におけるマージン率等の情報提供

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に基づき、当社における労働者派遣事業に係る情報提供すべき事項について以下のとおり公開します。

2024年4月～2025年3月

No	情報提供項目	数値等	備 考			
1	派遣労働者の数	0名	2025年6月1日付			
2	派遣先の数	0件	2024年度			
3	労働者派遣に関する料金額の平均額	-	2024年度			
4	派遣労働者の賃金額の平均額	-	2024年度			
5	マージン率	0.0%	2024年度（その他(1)、(2)、(3)参照）			
6	労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等	締結していない				
7	教育訓練に関する事項					
	教育訓練の種類	対象者	訓練方法	実施主体	訓練費負担	賃金支給
	新規採用者訓練	新規入職者	OFF-JT	派遣元事業主	無償	有給
	製造社員の基本マスター	1年目派遣労働者	OFF-JT	派遣元事業主	無償	有給
	製造社員の実践マスター	2年目、3年目派遣労働者	OFF-JT	派遣元事業主	無償	有給
8	キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先			採用グループ 0234-21-0117		

その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

- (1) No3「労働者派遣に関する料金額の平均額」には消費税を含みます。
(2) No4「労働者の賃金の平均額」には年次有給休暇の賃金を含みます。
(3) No5「マージン率」は以下の計算式で求めています。

$$\text{マージン率} = (\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金平均額}) \div \text{派遣料金の平均額}$$

(小数第1位未満の端数を四捨五入)

- (4) 「マージン率」に含まれるもの

- a. 社会保険料：雇用主として負担する労災保険、雇用保険、厚生年金保険、健康保険などの保険料
- b. 福利厚生費：定期健康診断の健診費用など
- c. 広告宣伝費：求人広告費用、採用活動にかかる費用
- d. 管理費用：事務所賃料、営業諸経費、通信費など
- e. 営業利益